

静岡県告示第298号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

1の表中

「静岡県立浜松技術専門校」	を	「静岡県立浜松技術専門校 静岡県立工科短期大学校 静岡県立工科短期大学校沼津キャンパス」	に、
「静岡県立静岡中央高等学校」	を	「静岡県立静岡中央高等学校 静岡県立伊豆の国特別支援学校」	に、
「静岡県立浜名特別支援学校」	を	「静岡県立浜名特別支援学校 静岡県立浜松みをつくし特別支援学校」	に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。